

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議		
開催日時	令和8(2026)年7月31日(金) 午後2時から午後3時30分まで		
開催場所	みよし市役所3階 研修室5		
出席者	(出席者) 近藤敦、青木有加、伊東浄江 (事務局) 城総務部長、近藤総務部次長、土屋法務マネジメント室長、鈴木法務マネジメント室副主幹、瀧元協働推進課長、金丸多文化共生推進室主任主査		
次回開催予定日	令和8(2026)年10月23日(金)		
問合せ先	協働推進課多文化共生推進室 担当者名 金丸 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-32-2165 メールアドレス tabunka@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	—
審議経過	【内容】 ・あいさつ ・議事 (1) 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン策定の背景と課題 (2) 公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン(案)について		

会議録		
開会	瀧元課長	本日は、大変お忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより第1回目となりますみよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議を開催いたします。 最初に礼の交換を行います。 皆様、御起立ください。一同礼。
あいさつ	瀧元課長	御着席ください。 それでは、総務部長の城からあいさつ申し上げます。
	城部長	【あいさつ】
自己紹介	瀧元課長	続きまして、出席者のより簡単に自己紹介をお願いいたします。それでは、近藤先生から、順番をお願いいたします。
	近藤	【自己紹介】
	青木	【自己紹介】
	伊東	【自己紹介】
	瀧元課長	それでは、会議の事務局を担当させていただきます職員の自己紹介をさせていただきます。
	城部長	【自己紹介】
	近藤室長	【自己紹介】
	瀧元課長	【自己紹介】
	土屋室長	【自己紹介】
	鈴木副主幹	【自己紹介】
	金丸主任主査	【自己紹介】
	國井主事	【自己紹介】
	瀧元課長	本日の会議には出席ができませんでしたが、多文化共生推進室室長で三崎がおります。 なお、國井につきましては、窓口業務がございますのでここで退席をさせていただきます。 こちらのメンバーで、務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
要綱につ		続きまして、みよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のため

いて	金丸主任主査	のガイドラインの策定に係る有識者会議の要綱につきまして、説明をさせていただきます。 それでは、資料の２ページと３ページを御覧ください。 本会議の要綱について、主な内容について御説明させていただきます。 第１条では、本会議の目的を、いわゆるヘイトスピーチ解消法の規定を踏まえ、本市の公の施設におけるヘイトスピーチ防止に向けたガイドラインの策定に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるために必要な事項を定めるものとしています。 第２条では、本会議が所掌する事務を、第３条では、本会議の出席者を、第４条では、第１項で本会議の進行のため互選による座長の選出について定め、第２項で必要に応じ、関係者の出席を求め、意見や説明、資料の提出を求めることを可能としています。及び必要があるときには、関係者の出席を求め、意見や説明を聴き、資料の提出を求めることができるとしています。また、第３項で対面による会議の開催が困難な場合には、書面での開催について規定しています。 第５条では、会議出席者への謝礼について規定しています。 以上で要綱についての説明を終わります。
	瀧元課長	続きまして、本会議を進めていきますが、この後、議事２点について、まず１点目に、本ガイドラインの策定に当たって本市が考えております背景、基本的な考え方、課題について御説明をさせていただきます。また、２番目といたしまして、そのガイドラインの案についてお示しをさせていただきますので、本市で考えております課題について、着眼点ですとか、あるいはガイドラインについての内容について、忌憚なく御意見いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 なお会議の進行につきましては、先ほど担当より説明をさせていただきました要綱によりまして、会議の進行に当たりましては参加者の方の互選にて、座長を定めることができるとされております。いかがいたしましょうか。
	伊東	事務局のほうで何か腹案がございますか。
	瀧元課長	ありがとうございます。事務局からとのお話をいただきました。そういう形であれば事務局から御提案をさせていただきたいと思えます。 それでは本会議の座長については、ヘイトスピーチへの対策に幅広い知見を有しており、また、愛知県人権施策推進審議会の会長など幅広く御活躍されております近藤教授にお願いしたいと思っておりますが、御賛同いただける方、挙手願います。 (挙手全員) 御賛同いただきましたので、近藤教授に座長をお願いしたいと思います。それでは、次第に基づきまして、議事に入らせていただきますので、ここからは、近藤教授にお取り回しを、お願いいたします。

議事（１） 公の施設 における ヘイトス ピーチ防 止のため のガイド ライン策 定の背景 と課題	近藤座長 金丸主任主査	それでは、議事（１）公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定の背景と課題について、事務局から説明をお願いいたします。 それでは、資料４ページを御覧ください。 本市は、総人口が６万１千人強、うち外国人が３千人強と外国人居住割合が５％を超え、県内でも高い割合となっています。 現在、本市では、ヘイトスピーチ等の差別的事案は確認されていませんが、外国人住民の増加に伴い、今後ヘイトスピーチを目的とした施設利用が行われるおそれも否定できません。市としてヘイトスピーチを許さないという明確な姿勢を示す観点から、本ガイドラインを策定することとしました。 続いて、本ガイドライン策定にあたり事前に基本方針として確認すべき点について３点ございます。１つ目で、公の施設はすべての住民が利用できる場所であり、地方自治法第２４４条第２項の趣旨に基づき、原則として利用を拒否することができないこととされていること、２つ目で、ヘイトスピーチに対する公の施設の利用制限は、愛知県において既に始まっていることから利用者の立場に立ち他団体との制度の整合性を図ること、３つ目で、思想信条への配慮として、主催者の思想・信条や主張内容そのものを理由として利用を制限することはしないこと、以上３点を本ガイドライン策定に対する基本方針としています。 次に、課題として、①点目：現在差別的事案が確認されていない本市で利用制限のガイドラインを策定することが、公の施設利用拒否を禁じる地方自治法第２４４条第２項に抵触しないか、②点目：策定するにはどの程度の要件（警告、不許可、条件付き等）を設けることが本市にふさわしいのか、③点目：利用許可を要しない施設の対応について、という３点を挙げます。 以上です。 ここで、御質問や御意見などがありましたらお願いします。 私から、課題のところで、地方自治法２４４条２項の条文については、地方公共団体が正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとしていまして、私としては正当な理由として、ヘイトスピーチに該当するものがあつたときに、許可や中止決裁とか、警告また条件付の許可ということは、この正当な理由の中に含まれるので、問題はないと考えております。むしろ２０１６年に成立したヘイトスピーチ解消法では、地方自治体の責務というのが書かれていて、解消に向けた取組をしていくということが必要になっております。やはりヘイトスピーチに関しては被害に遭う方の心理的なダメージ、また、それによって尊厳が失われて社会参加を阻まれるということがございますので、そういった重大な人権侵害に当たることを公の施設で利用させるということは、自治体の責務として、やってはいけないことといたしますか、それを防止することが大事だと思います。正当な理由の中に、含まれると私は考えております。以上です。
--	---------------------------	---

近藤座長	その観点で、3番目の基本方針を主催者の思想信条や主張内容そのものが、人種差別を広げたいという主張であって、ことさら特定の人種、民族を差別する内容をしたというそういうときにそれがヘイトスピーチになるわけですから、基本方針というのは、一般に思想信条の自由、表現の自由というのは憲法上保障されている、でも何でもいいわけではなくて、今問題になっているのは集団的な平和毀損なり、そういうものをスピーチという形で規制できるかが問題になっているわけで、ヘイトスピーチ的な準差別的な扇動保護をことさら目標にしているそういう主催者の場合に、この基本方針を逆手にとって、これに反するから規制することは一切おかしいという主張ができてしまうような気がするので、少し表現を工夫しないといけないという気がします。
青木	私も近藤先生の御指摘を伺って本当にそうだと思っていて、民事上違法になるものについても思想が伴いますが、例えばセクシュアルハラスメント誹謗で民事の賠償等が認められておりますが、それに関しても、やはり人権侵害が伴っているので、違法であるという考えになると思いますので、工夫する必要があるという点は、私も賛成いたします。 特に本邦外出身者等への不当な差別的言動につきましては、もう既に多くの方が御存じだと思いますが、そのあとに続く暴力、危険性というものが、歴史上知られているので、防止しなければならないところです。仮にそれが思想に基づくスピーチであったとしても、ヘイトスピーチの範囲に該当するものに関しては、それによるその害悪の大きさからしてそれを制限することなので、記載の変更が必要であると思います。以上です。
近藤座長	留意事項の(1)に記載されているように「日本国憲法が保障する表現の自由を尊重する必要がある」などの記載が良いかと思いますね。それは原則尊重する、だけど例外はやはりあるのだという書き方をすると、ヘイトスピーチ規制と整合性がとれると思うので、表現の自由を尊重するというのが基本方針とすると良いのでは。
瀧元課長	私どももそういった、憲法、自治法で保障されているその権限と、新たに、人格権といいますか、ヘイトスピーチによって、直接的な財産や身体被害というより、尊厳とかその部分に対しての被害というものは、新たに、制限の要因にも包含できるのではという考え方も拝見させていただいて、そのバランスというのはとるべきだと思っておりますので、今御助言いただいた方向にと、感じております。
伊東	基本的な前提となっている背景のところで、ヘイトスピーチを目的とした施設利用がされ、この方向ですけどこれは施設の中でヘイトスピーチをするということなのか、そういうヘイトスピーチと差別的な思想信条を持っていると思われる団体の施設利用を拒否するものか。
瀧元課長	団体というよりかは、内容そのものが施設の中であってはいけない。
伊東	内容が施設の中であってはいけない。ただ、それは分からないので

		は。
	瀧元課長	今回の表現で、団体のことを言っているのか、その行為そのものを言っているのかをもう少し分かりやすくすべきですか。
	伊東	そうですね。それとその内容について、ヘイトスピーチであると誰がどのように定義するか、基準があるということか。
	近藤座長	ガイドラインをつくると、そのガイドラインをもとにできた、審査する機関が認定することだと思いますが、難しい場合があって、意見が分かれたりするぐらいのグレーゾーンもあるとは思いますが。
	伊東	そのチェック機関が、必要になるということか。
	近藤座長	そのために、ガイドラインをつくるのではないかと。
	伊東	だからそのガイドラインを先に施設利用する方に、納得しておいてもらうべきである。
	近藤座長	利用規定みたいなものに明文で入れておかないと、後から制限されるとおかしいと言われるけど、事前にそういうのが入っているとこれが理由でというので、納得してもらえるかもしれない。
	伊東	ヘイトスピーチというのは、御本人もそういう意識がないと思います。そのガイドラインの示し方みたいなものも丁寧にやっていくことが必要なのかなと思います。
	青木	質問ですが、みよし市内の公の施設としてどのようなものがあるのか確認したいのですが、おそらく公の施設という建物だけではなくて公園の広場とかも該当すると思いますが、どのようなものがあるのか伺ってよろしいですか。
	瀧元課長	おかよし・みなよし交流センター、公民館、児童館が挙げられ、集会が行えるものから、社会体育施設、都市公園が挙げられます。
	青木	ありがとうございます。 私がヘイトスピーチの実態に関心を持って見てきていて、報道レベルのもので全部くまなく知っているわけではないのですが、東京都のほうで、公の施設の利用制限が不十分で、繰り返しスピーチをやっている団体が、公園の許可をとってしまっているという実態があったりしますので、やはりきちんとしたガイドラインを持っているということはすごく大事だと思います。 みよし市も建物だけではなくて、公園等とか野外の施設もあると聞いておりますので、大事なことだと思いますし、例えば建物の中だからといっていいかという、やはりインターネット中継や、写真撮影したものが拡散することによってその場所でとどまらないということもございますので、そこで行われるだけが広がってしまう場合もあるので、やはりこのことは大事だと改めて思います。

議事（２） 公の施設 における ヘイトス ピーチ防 止のため のガイド ライン	伊東	つけ加えていいですか。 2000年頃、保見団地、話題になった団地ですよ、県営住宅とURの団地で本当に右翼との抗争って言われていました。普通では考えられないようなことがありましたけれど、みよし市も県営中島住宅、東山住宅、URの三好丘がありますけれど、そういう場所がヘイトの場所になる可能性が高いということですね。もちろん市の管理の場所ではなくとも、みよし市の中にあるということで、そういうことも含めて対応できるのか。
	近藤座長	今の件は、利用制限は関係ないけど、そういうのがあった場合に、例えば県がやっているような公表するっていうのは、県の管轄なので公表するかもしれないけど、まず、みよし市として将来的にそういうことをどう取り上げるかというのは多分、ガイドラインとは別の、調停、場合によっては考えるということでしょうね。 市営の住宅というのは特にないですか。
	瀧元課長	ございます。
	近藤座長	そこで起きたらそれは該当の施設になります。
	青木	公の施設利用は、その施設ごとに運営しているところがありますよね。指定管理者として管理があるところが、許可を出したりするのでそのときのための対応から、多分公営住宅とかは全然そういうものでないので、当たらないのではないかな。
	近藤座長	可能ならば、このガイドラインができたときに、どこが当たるとかそういうことです。その利用規定みたいなとか一般的なガイドラインみたいなものが、そこにできればヘイトスピーチをすることが、利用制限の実行に入るとよい。
	青木	確か、愛知県が当初、法律ができた時に内規で。
	近藤座長	そういうところも併せて、規定を入れておくと。 公の施設の一般的な利用規定っていうのがあるのですか。別にあるだけですか。
	瀧元課長	別で設置条例等の規定があります。
	近藤座長	個別に入れてもらうといいのだと思うのです。 では、続いて議事（２）公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドライン（案）について、事務局から説明をお願いいたします。
	金丸主任主査	それでは、資料５ページからを御覧ください。 １．策定趣旨 平成28年施行の「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、公の施設においてヘイトスピーチが行われるおそれがある場合に、施設管理者が適

(案)について	切に利用制限を判断・運用するための基準として策定するものです。公の施設は住民福祉増進が目的で設けられており、地方自治法では市の公の施設について利用許可申請があった場合は、各施設管理者は、許可することが原則となります。しかしながら、ヘイトスピーチはこれを脅かすものであるため、客観的事実に基づき具体的に予測される場合には利用制限など厳正に対応するものとします。 2. 対象施設 地方自治法に規定する「公の施設」が対象で、本市が設置・管理する施設が該当します。これは指定管理者制度導入施設を含みます。 3. ヘイトスピーチの定義 このガイドラインにおける定義は、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を指します。個別具体の言動が「不当な差別的言動」に該当するか否かの判断に当たっては、法務省の「参考情報（その2）」で示された、以下の典型例を参考に、個別の事案ごとに文脈等を考慮して判断します。 • 危害の告知（例：「〇〇人は殺せ」） • 著しい侮辱（例：蔑称で呼ぶ） • 地域社会からの排除煽動（例：「〇〇人はこの町から出ていけ」） 6 ページです。 4. 利用許可申請内容の判断 施設の利用制限は、条例等に基づき、客観的な事実を照らしてヘイトスピーチが行われることが具体的に明らかに予測される場合に限り、申請書の記載内容だけでなく、団体側の情報発信や活動履歴なども総合的に判断します。判断の公正性・公平性・透明性を担保するため、有識者会議に専門的な意見を求めます。「不許可」又は「許可の取消」を行う場合、市行政手続条例に基づき、必ず理由を明示します。 7 ページです。 5. 利用許可後から利用当日までの対応 利用許可後も、必要に応じてチラシやウェブページなどで情報収集し、ヘイトスピーチが行われるおそれがないか確認します。 6. 利用当日の対応（利用許可を要する施設） ヘイトスピーチが認められた場合、口頭で中止を求め、従わない場合は「指示書」を、それでも従わない場合は「中止命令書」を手交します。なお、利用者の身体や展示物等に触れるなど、実力行使は行いません。ヘイトスピーチが行われた場合は、録音・録画等で記録を残します。 7. 利用許可を要しない施設の対応 利用許可を要しない施設においても、ヘイトスピーチが認められた場合、口頭で中止を求め、従わない場合は「指示書」を、それでも従わない場合、こちらは「退去命令書」を手交します。実力行使は行いません。なお、判断に迷う場合は無理に中止を求めません。ヘイトスピーチが行われた場合は、録音・録画等で記録を残します。 8. 多文化共生担当課への相談・報告 各施設管理者は、本ガイドラインの運用に関して多文化共生担当課に相談できます。また、「指示書」等の手交を行った場合は同課へ報告し、必要に応じて有識者会議で意見を求めます。 9. 留意事項
----------------	--

		「不許可」や「許可の取消」等の利用制限は、憲法が保障する表現の自由を不当に侵害しないよう、また、恣意的な運用とならないよう留意し、理由と手続きを明確に申請者に伝えます。ヘイトスピーチにより他の利用者に危害や迷惑が及ぶなど、施設の管理に支障が生じると明らかに予想される場合は、各施設の定める審査基準に基づき対応することを妨げません。 10. 本ガイドラインの適用時期 本ガイドラインの適用時期は2027年4月1日からの施行を考えております。 以上です。
	近藤座長	ただいまの御説明について御質問、御意見がありましたらお願いします。
	青木	質問ですが、8ページの留意事項の9の(2)のところですけども、これは不許可にする場合の要件の中に、危害迷惑を及ぼす可能性があるということは入るというんですか。いわゆるそのほかの自治体でやっているガイドラインの中には、ヘイトスピーチという表現内容のみならず、迷惑とかその危害が発生したとき、する可能性があるとかそういった場合にしか、中止とか許可とかができないというガイドラインもあと聞いているので、そういった形で要件を入れるつもりなのか、あるいは表現の内容のみで不許可、中止とかにすることができるといふそういったことで9の(2)が書かれているのか伺いたいです。
	瀧元課長	ヘイトスピーチ解消法施行前も、司法の判断に基づき、生命、財産に被害が生じ、警察が介入しても解消できない場合は使用制限を行う措置を講じていた中で、解消法が施行後は、ヘイトスピーチは、身体の影響はなかったとしても、ガイドラインに基づく要件があてはまると利用制限するっていう建付けでやっていくのですが、ガイドラインに基づいて申請の段階で判断することになります、今の私たちの感覚ですと、どこまで調べられるというか、どこまで把握できるかということもありまして、すごく悩んでいます。単独の管理条例で規制できるものとガイドラインでしか規制できないっていうのは、残しておかないと対応できない場面があるのではないかとということで、そういう趣旨で載せてはいるのですが、いずれにしてもみよしで今の状況がないという状況で、運用していくには、いろんな悩みがあるということです。
	青木	つまり、今伺ったところでは、申込みがあったときに、今までの規定によって不許可とすることはあまりないと思うのですが、今までの規定の中で、そのとおりされるでしょうし、そうではなく、新しく作ったガイドラインで不許可にする場合もあるということで、今度作るガイドラインには支障があるときとかその迷惑の要件が入らないという理解なのかなと考えました。私としては、もちろん事前に調査しても、施設に分からなくて許可を出してしまう場合というのは起こると思うのですね。それと条件が課せずに、許可になる場合もあると思います。そのための中止のオプションですね、このガイドライ

		ンを準備しておりますので、そのとき中止で、状況を見て、行うことになるのかなと思っております。ですからどこまで分かるのかというのは心配があるのですが、分からなくて許可が出てしまって事故的不利ターゲットっていうところは出てきてしまうので、ここはそういう整理でガイドラインはガイドラインで作ったものでヘイトスピーチの蓋然性が高いものとか、許可とか条件付許可がなされなかったとしても、現場で起こったら中止にするという形でいいのではないかと思います。ちなみに、ヘイトスピーチ解消法の前に何かの裁判例が、有名な判決のレベルまでの警察が出て耐えられないような状況があまり起こり得ないので、その要件をつけてしまうと、逆に言えばヘイトスピーチ対策ができなくなると私は考えておまして、やはりそのヘイトスピーチの概略、なかなかしっかりとと言われませんがやはり非常に精神的なダメージとか尊厳のため、決して体から血が出るわけではないのですが、非常に重たいもので十分に、そういった方のことを守ると社会、多文化共生を守るためには対策をするという姿勢で。
	近藤座長	そうするとこの9の(2)の留意事項はむしろないほうがすっきりするということですね。
	青木	もし入れるのであれば、施設管理者とかこの許可の判断をする方に、従来の要件、全体、ペーパーとか、説明をされるときに、説明したりとか質問していただいたりして整理していただければいい、ガイドラインそのものに入れなくてもいいかな。 この件、いつも不許可のところが議論になってしまうのですが、逆に言えば不許可の部分については事前に申請があって、事前のその調査をした上で、例えば、有識者のそういう会議体に諮って検討することができる、むしろ準備をした上で対応のできる事案なのかなと思っ ているのです。一番難しいのは、実は中止なんじゃないかと思っ ていまして、やはりイベント等が休日に行われたりする場合もありますし、通常の業務と異なる業務が市のほうに入ってくるところで、しかも従来の人権に関する事案でもありますから、あとは有識者の都合もあるので、例えば複数名、余剰も含めて選任しておいて、このケースはこの何名とかというふうにやっていくのかとか、準備することが、実務上は妥当なのかなと。ガイドライン策定自体は、作ってしまえばできるのですがやはり残すこと考えると、体制づくりということで予算が必要となってくる。
	近藤座長	休日にイベントがあって市の職員の人が見ている、と。そこで働いた分、別の日に休むことができる制度になっているのでしょうか。
	城部長	そうですね。制度上は代休で、状況によっては勤務時間の時間外手当。
	土屋室長	ガイドラインで、判断する時に迷ったら全部聞けるっていう体制がベストだなと思っていたのですが、中止命令とかって、まさにどうしようという場面なので、ガイドライン案8ページの(2)(3)、まず、そこに関しては例外的に、もう担当部局というか、その設置管理者で

		やった上で、事後的にそこを検証してもらおうっていうような、今形になっているのですが。
	近藤座長	施設管理者でできるということですか。
	土屋室長	もう例外、やむを得ないのかな、という風に思った考えで、意見を聞かずにやるルートっていうのが今用意されているような状況なのですけど、そもそもそれをやめるべきだっていう話なのか、やむを得ないよねっていうことなのか。
	青木	こちらのガイドラインの基本方針で、やはり正当な理由がないときに、許可を出すとか使用させるとかあることなので、やはり中止するということも、その前の理由が必要になってきていて、だから、その判断の誤りがないことがすごく大事で、誤りが全くないっていうのは、人間がやることだからないかもしれないが、できるだけ検討した上での方がいいと思うのですね。ですから、有識者の人たちに対応はお願いしておく必要があると私は思うのですね。それで、他の自治体で中止の事例を持っているところがあるか、調査してもらった上で、そこもきちんと議論されずに、実際にガイドラインが存在するところもあるかもしれない。そこを備えた方がいいと思います。 それなりに予算が必要なことになってしまうので、市がどう思うかわからないのですが、起こるかどうかわからないのですが、やはり事務方とか、管理者だけでやるのは大変じゃないですかね。
	土屋室長	愛知県の指針が出ているのですが、愛知県は、ヘイトに当たることが明らかな場合には、第三者機関に諮らなくても、管理者の権限でやっていく。
	青木	それはいいと思います、明らかなときは。
	土屋室長	その場合はやはりその明らかなので、そこまではもう諮らなくてやってしまっていていいということですか。
	青木	そうでしょうね。そういう判断ができるものもあるとは思いますが、ただそういうものかどうかっていうのは、ケースバイケースになります。私、日本にいなかったときもあるのですが、直近なんかも東京都の事案で、結構あからさまなことをする感じなので、やはり対策がよくて概要公表だから、明らかにするのかなという記憶があるのですが、公の施設は利用のときに明らかじゃないものもされる可能性があるのかなと思っていて。つまりは、この法律、ヘイトスピーチ解消法も結構知られるようになってきて、そのグレーの部分を狙ってついてくる方っていうのは割とそういうことがあるのかなと。インターネットとかだと投稿者がいっぱいありますので、あからさまなやついっぱいあるという理解でいいのですが、実際見るとそうなので、迷う時が来る可能性が公の施設は結構あるのではないかと考えていて、そうなると、備えをしておいた方がいいのかなと思うのですが。職員の負担等を考えて。

伊東		公の施設管理者はどういった立場ですか。
瀧元課長		立場ですけど、みよし市の職員とか、指定管理者制度でいえばその指定管理者の事業者さんになります。
伊東		そういった施設管理の皆さんが思想信条みたいなところの判断を求められるということか。
瀧元課長		最初の基本方針のところで、他の団体さんとの整合性についてうたっていて、例えば京都府の場合ですと京都市と足並みそろえいらっしゃる、多少違いがあると思いますが、愛知県はもう指針持っておりますし、名古屋市はこれから令和8年度中に条例を出す準備をされていて。まだこれから、三重県は使用制限というところではなくて、岐阜県はまだ取組みはない。明確にヘイトスピーチは許さないという方針のもとガイドラインを作っていくという立場からいきますと、愛知県の制度は着目すべきことなのかなと、その場合、愛知県の知見を持ってらっしゃるその部分をもとにガイドラインを作成させていただいておりまして、現場での判断は、法律上の解釈どおりの行為繰り広げられているのであれば迷いはないのですが、その辺りはそういった経験を踏まえて、活動される方がいらっしゃると。記録をとることしかできないのではないかなというのが愛知県なのかなと思っています。ただ、伊東さんからも現場の方が結構判断、困ってしまうということはあるので、何がヘイトスピーチに当たるかっていうその定義の部分は悩ましくて、示していただいた例に沿ったぐらいしかないので、このあたりの判断が課題かなと思います。
伊東		もう一つ気になったことが利用状況を、記録を取ってということが利用する側からすると、何か監視されている的な印象があるのですが、そういう制限、そういう中で、制限されているってということには、こういう表現を萎縮させることにならないですか。
近藤座長		表現行為を萎縮させないことに留意するということで、萎縮させるのではないかなということですよ。だけど、一般のもの全て記録をとるのではなくて、ヘイトスピーチのおそれがあるものに限り記録をとるというものなので、それは仕方がないのではないのでしょうか。
青木		おそらく、今後行うと思うのですが、研修でしたりとか、こういうようなじゃなくって、今の伊東さんがおっしゃりたいことが一般的な表現の自由をちゃんと保障しながら、ヘイトスピーチの対策をする必要があるということとともに、共感しながら協働できるかということかなと思うのですよね。担当の職員の方もこの会議に関与していることだけではないと思いますし、施設管理者の方とかも関わってくるかもしれませんので、そういった協働するという感覚が生まれるような研修をしていくことと、あともう一つ、これ、実務家としていつも悩むことで、実務家として個別のケースを訴えたりとか、指摘したりとかしておりますが、そのときに、何でもかんでも申し立てるということをしていなくて、いつも悩んでいるのですよね。ですから、この判断をするときにいくら研修やっても、悩むと思いますので、そういう

		意味で、有識者を使っただいてディスカッションするっていうか、判断はすぐやらなきゃいけないのですが、そこのやりとりをして、悩んだらすぐ受けられるよう、はっきりかもしれないけれど受けられるような体制でいいかなと。ガイドラインがスタートしたら、一気に変わるような形になると思うのですが、事案がないことはいいのですが、そういった可能性のある事案もそこが起きたりとか、事案があったときなどの経験を積んでいくと、また、職員だけでやれることが増えていくかもしれません。その辺りですね、利用しやすい、できるだけ利用しやすいような状況に、そういったほうがいいのではないかなと思っていますけれども。
	土屋室長	事前に申請があった場合、全部聞いて、その上で判断しますが、なかなか法務省が示している例のまさに典型があまりないかもしれない。逆にもう、まさにこれだなんていうのが来てもらって、全部そうだと思うのですが、全部もうそもそも意見を諮る必要はないと、明らかな場合は担当で判断して、少しでも悩むのだったらそういうのは意見諮るほうが、そういうたてつけというかルールの方が望ましい。
	青木	そうですね。多分明らかなって判断ができるかは、あるとは思いますが。明らかなかもしれないけれど悩むっていうのもある。人間がやるし、少人数でやるので、少人数でやればやるほど悩んでしまうことがあるかもしれない。これは何かもしかしたらガイドラインのこの会議で話すことじゃないのかもしれませんが。働く人の立場から。
	近藤座長	おそらく、悩むパターンの最近よくあるのは、一応政策的なもので移民政策反対とか、外国人受入反対とか、それはそれで政策でいいのですが、特定の人たちのヘイトみたいなのがその文脈で入ると、政策的な主張なのかヘイトスピーチかで、その法務省のあげている典型的な三つのパターンに合致すると、やはりこれはヘイトだ、とそんな感じになるけれど、案外ある政策批判みたいなものとかその国の政策、中国とかほかのいろんな国のこういう政策はけしからんって言いながら中国人がけしからんっていう、そういう言い方になるとね、悩ましいですね。あるとは思いますが。 それと、この８ページの９（１）のところの、日本国憲法の保障する表現の自由及び権利をという、この権利がよく分からないので取って、表現の自由を不当に侵害しないように留意し、としておいたほうがいいのではないかと思います。で、あわせて先ほどの４ページのところの基本方針も、最後のところが思想信条への配慮ではなくて表現の自由への配慮というものとして、そのまま同じことを保障する表現の自由を不当に侵害しないように留意する、と基本方針にしたら、不当じゃない正当なものもあるなど、表現の自由であっても規制される、ということが入ると思いますので。それと、思想信条というとレイシズムという、主義主張思想はあるのでしょうから、でもそれは尊重はしませんで、思想信条という言葉を入れないほうがいいかなと思いました。
	伊東	先生、レイシズムという主張は認めないということですか。

	近藤座長	それは一つの主義主張なのだと思うのですが。そういう考え方の人たちが現にいるし、そういう表現がある。日本人がすぐれている、そういうことを言う人もいるかもしれない。
	瀧元課長	座長、事務局からよろしいでしょうか。 今、御提案させていただいているガイドラインについて、みよし市で何か支障が起きてないのが現状です。何か起きてはいけない、被害にあう方がいてはいけないし、あるいはその現場の職員、ほかの利用者の方に対しても含めて、あってはいけないことから今の段階で予防的、事例に備えて提案しているところがありまして、そういった意味で、法律が求めている地域の実情というのはいろんな視点がありまして、外国人の居住割合というのは多分、私どもの市は比較的多いという認識にありましてこのまま増えていくのであらうと思っています。ただ、実際のヘイトスピーチの事案がないので、地域の実情に合っているという解釈なのか、少し言葉が合っているのかがありますが、やり過ぎてしまっているというところもあるのか、その辺りのバランス、どうなのだろうな、ただ予防的な部分にあっては、突然あった時のためものものとして、実際客観的に見て、ここまであるべきなのか。
	近藤座長	みよし市の実態はあまり知らないのですが、イスラム教徒の住民が増えるとヘイトスピーチ増える感じはある。インドネシア出身の人とか、何かイスラム教徒と思われる出身の人たちがどのぐらいの割合いらっしゃるでしょうか。あとはコリアンと中国の人がよくターゲットになりますが。
	瀧元課長	みよし市では、ブラジル人と中国人、ベトナム人の方々が多くインドネシア人の方もみえます。
	近藤座長	インドネシアですとか、どんどん増えていますか。
	瀧元課長	日本語教室を運営しているのですが、そういったところに学習者として参加いただいておりますが、数としてはまだ多くはないです。
	近藤座長	予防的という意味では、その国の人たちが全国的に増えているので、増えるかもしれないし、中国は非常にターゲットにされやすい。そういう意味では、今たまたまそういうものが起きてないけれど、外国人の方の在住の状況からして起きる可能性はある気がします。
	伊東	みよしから豊田に入ったところにイスラムのモスクがあります。
	近藤座長	そうですね。愛知県でいうと西尾市はヘイトスピーチは特にないのだけど、イスラムの人たちが、公園のような広場で何とか祭というのをやったことに対して、多分市内外からすごいバッシングみたいなものがあって、そういう、イスラム人たちが多くなると、ヘイトスピーチ形のものが多くなるようです。
	青木	そういったところでターゲットになりやすい特定の方が増えるということもそうですし、私も名古屋から来ましたが、みよしも名古屋か

		ら近いですし、名古屋だと近年は民族団体が火をつけられるとか、先ほど保見の話がありましたけれど、20年前とはいえ、私も本で読んで知ったのですが、移動可能なところで、結構ひどい事案が起こっているの、可能性としてあり得るということで、対策を講ずるべきだと思う。ただ、愛知県内全部がそうなのかもそれないですね、そういう意味では、と私は思います。行き過ぎているとかそういうことはないと思います。
	近藤座長	事前の相談のときに、申し上げたのですが、基本的に国内の憲法の問題もあるのですが、人種差別撤廃条約の4条のCというのが、要するに国や自治体が人事差別を助長してはいけないというものがある、それはやはり留保してなくて、それからすると助長しないような行動をとりなさいということですから、ヘイトスピーチが行われるおそれがあるという場合にそれを利用を制限する、というのはその条約の義務からすると当然のことだと思います。そこが一番根拠にはなるのではないかと思います。それとあと憲法でいうと、21条の表現の自由は制限の規定はないのですが、いろんな判例を見ていくと13条の効果の中での制限もあるけど、人間の尊厳を侵すような、そういう、ものが名誉感情を信頼するみたいな考え方で、13条と21条、両方合わせると、ヘイトスピーチの規制というのは憲法上許されるみたいな、そういうことになってきているので、まず、それほど、問題のある規制となるわけではなく、条約は義務的にそういう差別を助長しないようにするということなので、大丈夫じゃないかと。
	瀧元課長	愛知県が言動要件のみ審査をし、みよし市がそういう状況がない中で、知見を有していない状況ではありますけれど、もちろん委員の方からも有識者の判断の助言をいただいているというお話をいただきまして、例えばこちらでスタートさせていただくときに、迷惑要件やヘイトスピーチの定義に当てはまるのであったらもちろんいいのですが、ただ実際にことが起きてしまって。みよし市が最初に踏み出す中では、愛知県に合わせていくことであれば、言動要件なのですけど、実際の場面をいろいろ考えてみると、迷惑要件を入れた考えもあるのではないかなと思います。
	近藤座長	ないと思うのですが、多分その川崎市が最初、ここで慎重にその部分は慎重に、泉佐野事件も何に照らすのだから、あそこは別に表現自体は真っ当な、関空の反対、そういう政治的な集会ではあるのですが、それ自体が問題がある主張だったわけではない。主催する団体が、暴力主義的な破壊活動をしている団体だし、対立する団体との抗争みたいなものから規制しましょうという、そういう提案ですよ。今回はヘイトスピーチというのが正当な表現ではないということで、規制しましょうということだから、特にそれを入れる必要は本当はないのですが、何か表現の自由を制限するには、慎重であったほうがいいと。多分川崎の職員の人が反対したので、その事例があったというだけで、事例自体は違うし、先ほどおっしゃったようにもうほとんどレアケースみたいなものなので、それを参考にしないでいいのではないかと思いますし、おっしゃったように愛知県が先にしているのでしょうから、それに合わせるということで、問題がないと思います。

閉会	青木	また補足しますが、やはりあの泉佐野の判例を気にし過ぎる意見多過ぎてよくないと思っていて、私も愛知県弁護士会の意見書を考えるときに公の施設利用のことについて文献の調査を実施しまして、自分も考えたのですが、やはり近藤先生おっしゃるように、事案が全然違うので、ヘイトスピーチの対策を考えるときにあの事案を持っていくこと自体が、よくないというのがそもそもありますし、プラス、あの事案が不許可にしている場面というのは到底起こらないというか、何をしても無理な状況、そうすると、ヘイトスピーチの対策が全くできなくなってしまう実情があるのかなと思っていて、私も近藤先生の御意見、同じです。むしろ、先ほど言った条約の4条Cのところ、条約とかヘイトスピーチ解消法の自治体の責務というところを全うしようと思うと、みよし市が今検討している方向性だったりとか公の施設利用の制限について、愛知県のというのはあるべき姿なのだと私は思っています。 ちなみに川崎のときにガイドラインできた後に申請をしたグループがあって、少し時間が経っているので記憶が曖昧なのですが、いろんな方から許可すべきではないという御意見があったときに、たまたま愛知県弁護士会、川崎市をたずねたのですが、お話を聞いてもやはり迷惑要件が必要だからという理由で許可を出したということについて、やはり問題があると思ったので当時、迷惑要件を入れると対応できないと強く実体験上も感じました。
	近藤座長	大体、意見は出尽くしましたでしょうか。 では、以上で議事を終了し、事務局にお返しいたします。
	瀧元課長	ありがとうございました貴重な御意見いただきまして、参考にさせていただきます。よりよいものになればと思っていますので、今後とも御指導をお願いいたします。以上で第1回目のみよし市公の施設におけるヘイトスピーチ防止のためのガイドラインの策定に係る有識者会議を閉じさせていただきます。 礼の交換をしたいと思いますので御起立ください。一同礼。